

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成21年5月1日一部改正）

改 正 後	現 行
<p>（本人確認の対象から除かれる取引）</p> <p>第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 令第八条第一項第六号に定める取引のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ <u>提供する役務の性質に応じ、あて先に法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物（同号に規定する郵便物をいう。）の受取をせず、又は電話による連絡を受ける際には当該商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。）</u></p> <p>□（略）</p> <p>十三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（本人確認の対象から除かれる取引）</p> <p>第六条（同上）</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二（同上）</p> <p>イ <u>提供する役務の性質に応じ、次に掲げるいずれかの条項を含む契約の締結</u></p> <p>(1) <u>あて先に法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物（同号に規定する郵便物をいう。（2）において同じ。）の受取をせず、又は電話による連絡を受ける際には当該商号その他の文言を明示する旨の条項</u></p> <p>(2) <u>現金を内容とする郵便物又は法第二十六条第一項に規定する特定事業者から送付された郵便物（表面の記載その他外観から預貯金通帳又は預貯金の引出用のカードを内容とするものでないことが明らかなものを除く。）</u>に関しては受取をしない旨の条項</p> <p>□（略）</p> <p>十三（略）</p> <p>2（略）</p>